

あい愛
ひろば

桐生市社協だより

Vol.53

2017.2.1 発行

発行／社会福祉法人 桐生市社会福祉協議会
〒376-0006 桐生市新宿3-3-19
TEL.0277-46-4165 FAX.0277-46-4166
ホームページ <http://kiryu-csw.net>



私たちが
「地区担当職員」
です

主な内容

- 2・3……地区担当制事業と地区別懇談会
- 4 ……桐生みやま園非常災害協力会
- 5 ……赤い羽根共同募金
- 6 ……総合福祉センターアンケート集計結果
- 7 ……ふれあい・いきいきサロン
- 8 ……福祉のまちづくりセミナー

桐生市社会福祉協議会では、地域の福祉課題を把握し、解決に努めるため、市内に22ある支部（区）に地区担当職員を配置しています。地域の皆さんとともに暮らしやすい地域づくりを進めていきます。

——まちぐるみの支え合いを目指して——

地区担当制事業と地区別懇談会の実施

地域福祉課



サロン立ち上げ準備の様子

社会福祉協議会（以下、社協）では、支部（区）ごとに地区担当職員を配置しています。地区担当職員は、地域住民や専門機関との連携のもとサロンや見守り活動など、地域福祉活動の推進を図ります。また、地区別懇談会を開催し、地域の福祉課題の把握や、解決に努めています。

サロン立ち上げを支援

東一丁目・四丁目の一部にある今泉町会では、4月からサロンを開設するため、町会役員や民生委員を中心として準備委員会を毎月開催しています。準備委員会には地区担当職員も出席し、サロンの目的や他のサロンの取り組み状況、

また社協による助成金制度について説明し、住民と意見交換をしながら、一緒にサロン立ち上げに向けて取り組んでいます。また、準備委員会には、地域包括支援センター職員も加わるなど、連携して地域住民の自主的な取り組みを支えています。

今泉町会 寺林町会長の声

第7区（東）では、今泉町会以外の町会でもサロンの立ち上げ準備が進んでおり、今後も地区担当職員が積極的に支援していきます。

地区担当職員のおかげで、サロンに対する具体的なイメージを準備委員会全体で共有することができ、立ち上げに向けた準備もスムーズに進めています。その中でも、地区担当職員と一緒に内容を考え実施した住民アンケートでは、今後のサロン活動に有効なデータを収集できました。私はサロンを希望する人が少しでもいれば、その人達の支えとなるようなサロンを開催したいと考えています。これからも地区担当職員の方には、私たちのサロン活動に協力していただければと思います。

生活支援コーディネーターの仕事について教えてください。

社協から桐生市長寿支援課に派遣され、生活支援コーディネーターとして従事している峰岸主任に話を伺いました。

生活支援コーディネーターの仕事内容について教えてください。

ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人などが実施する生活支援のためのサービスを調整します。

具体的には、地域で不足している生活支援サービスを作り出すこと、そのサービスの担い手を養成すること、そして、元気な高齢者など

教えて
峰岸さん
サロンの意義について教えてください。
サロン活動は、

教えて
峰岸さん
行政の取り組みについて教えてください。
行政では、高齢者の交流の場であるサロン、外出が困難な人のための外出支援など、住み慣れた地域で生活していくための「必要なサービスを充実させ、地域における「支え合いの体制づくり」を推進しています。

地域での支え合いの仕組みづくりのメインエンジンとなるものです。支え合いを推進していくための「顔が見える関係づくりの場」となるだけではなく、高齢者の生きがいや、自身の介護予防を推進する場ともなります。また、サロンを運営する方々にとっても、役割を持つことで繋がると期待されています。

熱く語る峰岸主任



行政の協議体と

社協の地区別懇談会

行政は、介護保険法に規定する生活支援体制整備事業における協議体により、地域の福祉課題を把握し解決に向け取り組んでいます。

協議体は、社協が開催する地区別懇談会と目的や参加者が同じであることから合同で開催し、生活支援体制整備事業と一体的に地域福祉を推進していきます。

教えて
峰岸さん
か。
協議体とはなんです

くるみの支那合
の仕組みづくりを効率良く推
進するためには、地域住民に加
え、社協や地域包括支援セン
ターなどの専門機関が参加す
る「協議体」という組織を各
地域に設置する取り組みを行
っています。協議体とは、地
域福祉推進のための「話し合
いの場」です。

現在、第16区(川内町)や第19～21区(新里町)、第4区(新宿、三吉町、小梅町、琴平町)で協議体設置の取り組みが進んでおり、平成29年度末までに全ての区で協議体を設置することを目指しています。



活発な議論が行われた「スマイルアップ川内」

地区別懇談会を開催しています

今後は2ヶ月に1回程度の開催を予定しています。

川内町では、第1回協議体を9月30日、川内公民館で開催しました。構成員である自治会の代表者や民生委員児童

12月19日に開催された第2回スマイルアップ川内では活発な意見交換が行われ、住民の方々が地域の課題について話し合いました。塙田会長は「高齢者が地域で安心して暮らしていくためには、地域の事が大切だと思います。今後

グループワークでは、協議体を「スマイルアップ川内」と名付けました。



参加者に語る塙田会長

教えて
峰岸さん

今後は若い世代への啓発も必要になると

自身も最近になつて地域の寄り合いに参加するようになりましたが、高齢になる前に、地域と関わることが必要だと実感しています。若い世代、いわゆる勤労世代が地域参加・地域貢献している実例を社協が紹介し、福祉に関心のない人に対しても啓発することで、より多くの方に地域に目を向けてもらうことが、今後求められるのではないでしょうか。

す。また、それぞれの課題に応じて、専門機関の方と話し合いながら、解決していくべきだと思います。」と、地域に目を向けることの必要性を語りました。また、「災害時の支援など、今後地域で誰が担う

また社協が開催している福祉のまちづくりセミナーは、事例紹介を踏まえサロン活動の啓発を行つており、非常に意義のあるセミナーレだと思いまますので、ぜひ参加してもらいたいと思います。

のかといった課題が挙がりました。その中でも、ごみ捨てなどは地域の助け合いで取り組むことができると思います。また、町内でも空き家が増えていますので、それをサロンの場として活用できないか、今後、関係機関と検討できればと思っています。せつかく立ち上がったこの場を、うまく活用していきたいと思います。」と語り、協議体の活用について話していました。



毎回多彩な講師を招くまちづくりセミナー

地域の
有志が
支える

桐生みやま園 非常災害協力会

みやま園

障害者の入所施設を運営するみやま園には、火災などの災害が発生した場合に、避難誘導や初期消火活動に協力する地元ボランティアの存在があります。

■設立から34年 地元の有志で構成

「桐生みやま園非常災害協力会」（以下、協力会）は、みやま園開設から1年後の昭和57年4月に発足しました。みやま園の所在地である川内町五丁目第一町会及び第二町会の有志で構成されており、現在の会員数は26人です。

■寄り添った活動

協力会は、みやま園が行う避難訓練にも参加し、職員や利用者との意思疎通を図っています。特に、例年7月に実施する夜間避難訓練では、多くの会員が参加し、非常時における役割を再確認しています。また、年末に行われる慰問活動も実施しており、会員が朝からそばを打ち、利用者

に振る舞っています。

■「活動をもっと知ってもらいたい」

平成24年度から協力会の会長を務めている高草木勝一さんにお話を伺いました。

——会員となつきつかけを教えてください。

家がみやま園の近所ということもあり、協力会には設立当初から参加しています。

——今後の目標などについて教えてください。

自分の中では、協力会の存在がみやま園にとつて当たり前の存在になっています。私のように設立当初からの会員も多く、みやま園とはお互いに信頼関係で結ばれていると感じています。

——活動している中で、課題を教えてください。

協力会の中には、親子二代で会員となっている者もいます。それ以外の会員も親の背中を見て育ったかのように、先輩の教えを受け継いでいます。ただ、会員の高齢化が進んでいることも事実ですし、マンネリ化は否めません。で

すが、発足時にはいなかつた女性の会員も今はいますし、今後はより若い人にも会員になつてもらいたいと思っています。



優しく語る高草木会長

福祉車両をご利用ください

地域福祉課

一般的の交通手段での移動が困難な方に、介護設備付車両を貸し出します。通院や気分転換など外出にご利用ください。なお、運転手は付きません。

対象者

市内に居住し、次のいずれかに該当し、一般の交通手段を利用することが困難な方。なお、家族や友人、ボランティアの方などが運転する場合に利用でき、介護事業者等による業務には利用できません。

- ①身体障害者手帳1級又は2級の方。
- ②65歳以上で寝たきりや、車椅子などを利用している方。

車両の内容

- ホンダ オデッセイ（7人乗り。ETCあり。）
- 日産 リバティ（7人乗り。ETCなし。）
- 折りたたんだ車椅子を積み込むことができます。ただし、車椅子に乗つたままでは乗車できません。
- 助手席が90度回転し、乗降が楽に行えます。



貸出期間

5日間以内

利用料

●走行距離に応じた燃料費と維持費をご負担ください。

燃料費…10kmごとに100円（上限なし）

維持費…100kmごとに100円（上限500円）

（例）走行距離95kmの場合…燃料費1,000円+維持費100円=1,100円

申込方法

電話又は来所により空き状況を確認の上、利用の4日前までに申請書を地域福祉課へ提出してください。申請書は同課又は社協ホームページにあります。